

広島県農地中間管理事業における借賃（物納）の取扱要領

(平成27年9月1日制定)

1 趣旨

広島県農地中間管理事業の推進にあたり、農地所有者からの貸付けを促すため、賃貸借契約における物納を取扱うこととする。

2 基本的な考え方

借賃は金納を基本とするが、貸付希望者から、物納による借賃の希望があり、かつ、借受者が同意した場合であって、次の条件を満たすと認められれば、取扱うことが出来るものとする。

3 条件

- (1) 物納は主食用米（以下「米」という。）に限るものとする。
- (2) 物納に係る米の引渡しについては、機構を介せず、借受者自らの責任により、直接貸付者に対して行う。
- (3) 物納による紛争が生じた場合は、当事者となる貸付者と借受者が責任をもって協議し解決する。

4 物納の取扱い事務等について

(1) 貸付者

- ① 物納による借賃の受領を希望する場合は、貸付希望申込書（様式第4－1号）の希望借地料の欄に物納希望と記載すること。
借賃の金納から物納の変更については、広島県農地中間管理事業事務処理要領に基づき変更手続きを行う。
- ② 農用地利用集積計画において、「借賃年額」の欄及び「借賃の支払方法」の欄に、数量及び支払時期等を明記し契約を行うこと。
- ③ 貸付者は、物納を受けた旨の証明書（別途定める様式）を借受者に発行すること。

(2) 借受者

- ① 農用地利用配分計画において、「借賃年額」の欄及び「借賃の支払方法」の欄に、数量及び支払時期等を明記し契約を行うこと。
- ② 借受者は、貸付者に物納に係る納品書（別途定める様式）を発行し、毎年12月末までに引渡しを行う。
- ③ 借受者は、貸付者への物納が完了したとき、その旨を次年1月末までに、

財団に報告（別途定める様式）する。

（3）財団

米の引渡し期限については、毎年12月末とし、財団は、物納による借賃の支払について、借受者に対して通知（別途定める様式）する。

5 不履行の場合の取扱い

借受者が貸付者に対する借賃（物納）の支払を怠り、無資力、所在不明等の理由でその回収が著しく困難である場合、又は、財団において相当の手段と期間により目的物の転借人の募集・勧誘をしたが目的物の転貸借を実現できない場合（転貸借の中途解約により目的物が財団に返還されたが、新たな転貸借を実現できない場合を含む。）で、かつ、財団が国等から助成金の補填を受けられる場合のみ、財団は、助成金の補填の限度で、貸付者に対し借賃を金銭で支払う。

なお、このとき財団の支払う額は、4の（2）の②の引渡し年の次年2月までに農林水産省が公表する「米に関するマンスリーレポート」に記載された当該年産の12月末までの広島産品種銘柄の加重平均価格とする。

（消費税相当額を減額した額とする。）

附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月25日から施行する。